

平成26年第6回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成26年12月18日																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																												
開 会 （ 開 議 ）	12月18日午後2時8分宣告（第4日）																												
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 井 戸 太 郎</td> <td>2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>10 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>11 番 繁 田 智 子</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎	11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																												
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																												
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																												
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																												
9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎																												
11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 恵 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 恵 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	上 田 武 司	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋
町 長	岩 崎 万 勉																												
副 町 長	山 中 淳 史																												
教 育 長	森 井 恵 治																												
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																												
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																												
理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇																												
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																												
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																												
税 務 課 長	経 堂 裕 士																												
住 民 生 活 課 長	城 光 良																												
健 康 保 険 課 長	上 田 武 司																												
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																												
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																												
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																												
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>田 中 裕 美</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴	主 幹	田 中 裕 美	主 任	竹 村 恵																						
議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴																												
主 幹	田 中 裕 美																												
主 任	竹 村 恵																												
議 員 提 出 議 案 の 題 目	発議第12号 地域の中小企業振興策を求める意見書（案）																												
請 願	第1号に同じ																												
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。																												

平成26年第6回（12月）
平群町議会定例会議事日程（第4号）

平成26年12月18日（木）
午後2時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 請願第 1号 | ゆめさとこども園の安心・安全な通園体制を求める
請願書
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第2 | 発議第12号 | 地域の中小企業振興策を求める意見書（案） |
| 日程第3 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 （午後 2 時 0 8 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

初日、公平委員会委員に選任同意いただきました大塚昭治様、教育委員会委員に任命同意いただきました東 伸幸様が御挨拶に参っておられますので、順次、御挨拶をお受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

○公平委員会委員（大塚昭治）

鳴川の大塚でございます。

今度、公平委員に選任していただきまして、まことにありがとうございます。町議会の先生方、町の行政の皆様方の御指導をいただきまして、無事に公平委員の仕事を務めたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございます。（拍手）

○教育委員会委員（東 伸幸）

このたびの議会で教育委員という大役を仰せつかりました東です。どうかよろしくお願ひします。

任期は1月26日より、教育委員としてまた頑張っていきたいと思ひます。またいろいろと、今回初めてのことでわからないことばかりなんですけれども、少しでも役に立てるように頑張りたいと思ひますので、どうか御指導のほう、よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議 長

御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成26年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。日程表に従ひ、議事日程を進めてまいります。

日程第1 請願第1号 ゆめさとこども園の安心・安全な通園体制を求める
請願書

を議題といたします。

本請願については、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（山口昌亮）

文教厚生委員会委員長報告を行います。

12月9日、平成26年平群町議会第6回定例会の本会議において、当委員会に付託を受けました請願第1号 ゆめさとこども園の安心・安全な通園体制を求める請願書について、12月10日、当委員会を開催して審査いたしました。その審査内容と審査結果を御報告いたします。

本請願は、来年4月にオープンするゆめさとこども園への通園について、現在、平群幼稚園へ路線バスで通園している園児へのサービス維持に関して、期間を5年ぐらい延長することと職員の添乗を求めるものです。

質疑では、路線バス利用の北部地域からの申し込みは何人かとの質問に、ゆめさとこども園の教育標準時間の申し込みは全体で32名、そのうち北部地域と言われる若葉台で3名、横原で2名、椿台で1名、緑ヶ丘で1名との答弁がありました。

「ゆめさと」あるいは「はなさと」に申し込まれている方たちの通園方法を把握しているのかとの質問には、申し込みの段階で通園方法までは把握していないとの答弁がありました。

6月の保護者説明会のアンケートで町の回答は、登降園ともコミバスを利用できるように検討するとあるが、具体的にどのような利用方法があるのかとの質問に、ダイヤ改正等について若干の調整が必要ではあるが、通園時間帯に保護者とお子さんがコミバスに乗って園に来ていただき、その後、同じ方面へ帰るバスで保護者の方は帰っていただくと考えているとの答弁がありました。

また、NCバスを利用して通園されている園児の場合、乗りかえなしで新園まで通園できる方法を検討していることへの質問には、例えば北部地域からタクシーに乗れば乗りかえなしで行けることで検討をしてきたとの答弁がありました。

いま行っているバス利用者に対する現行サービスは、2年間に限って平群幼稚園から継続してこども園に通われる方が卒園するまでの間は維持することから、タクシーという方法をとると決めたのかとの質問に、町の考え方の基本は、こども園への通園は、保護者が園に送迎していただくのを大原則にしている。ただ、現在幼稚園が行っている限定的な北部地域の通園サービスについては、園の位置が変わることによっていきなり廃止はできないという判断から、特別に経過措置として何らかのサービスの維持を図っていく考え方との答弁がありました。

登園時、コミバスで保護者が子どもを連れていった後、帰りは本当に帰れるのかとの質問に、基本的には送迎ができるダイヤ設定をしていきたいが、完全に満足いくダイヤ編成は非常に難しいと思っているとの答弁がありました。

登園降園はあくまでも保護者の責任でやってくださいと言いながら、ツールを何も用意していないのは余りにも無責任。コミバスでそういうダイヤ編成ができるのかとの質問に、登園時間に間に合うダイヤルート設定を現在検討しているが、渋滞などで指定した時間に着くのは無理だが、できるだけ通園可能な方法での調整はしている。保護者の帰りは、送って、あと10分、15分でバスが来るといのは実際問題難しい。やはり30分なり1時間なり、滞留時間ができるとの答弁がありました。

財政上の理由から専用の通園バスは断念したということだが、どういう検討をしてできないと判断したのかとの質問には、バスの購入費も含め、年間の委託料も相当な維持費がかかってくる財政上の理由と、職員の添乗となると人材の確保が厳しい部分があり、検討した結果、こういう結論になったとの答弁がありました。

通園バスを導入した場合の年間維持費についての質問に、近隣の三郷町や生駒市の現状は、1台当たり400万円程度の委託料が発生していると聞いており、バス購入費も必要になるとの答弁がありました。

2年限りのタクシー利用のコストについての質問には、年間100万円で、そのうち保護者負担はNCバスの定期代程度の月4,000円から6,000円ぐらいで、基本的に現在のサービス維持を原則にしているとの答弁がありました。

タクシーに職員を添乗した場合のコストについての質問に、50万円前後との答弁がありました。

保護者としては添乗員を乗せることが当然で、現行のサービスを受けている児童だけが2年間の限定でタクシーを利用できるというやり方は認めがたい。新しく新園に入園してくる子どもたちも平等に扱う体制をつくるべきではとの質問には、位置が変わることに伴う急激な変化に対応するため、従来のサービスを受けている子どもたちに対しての措置。他の子どもたちについては、大変だが保護者がその方法を選択して通園、降園していただく。時間的なロスや乗り継ぎという課題も出てくるが、クリアしてもらわなければならないと考えているとの答弁がありました。

椿井に新園を建設すると決めたのは町で、保護者が望んでその位置に新園を建ててくれと言ったわけではない。用地を選定した者が安心・安全に通園できる方法まで示すべきで、それをされていないことは非常に残念である。今回請願が出てきたのも、そういうところに一因があると思う。その点について、町は責任を持って、もう少し誠意ある態度を見せるべきと思うが、この請願を読んでどう感じたのかとの質問に、保護者の皆さんとお話しする中で、通園バス

のニーズは声としては聞いていた。客観的な判断をするためにアンケート調査をし、その結果を見ると、実際に通園については、保育園、幼稚園を含めて車で通園を考える方が大半であった。コミバスで行けるようにはするが、添乗までは必要はないという判断をしたとの答弁がありました。

保護者の意向も聞いた上でいまの方針が決まったという説明だが、その後にこの請願書が出ている。町の方針を理解していただけなかったことに対する反省が全くないのでとの質問に、担当を初め、園もPTAも含めて随分と話し合いを行い、説明をした。今後においても、機会があれば保護者には説明をしていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

討論では、請願者が町内在住の方1人ということであり、理由の文面から個人的な御家庭の事情も推察をされる。ただ、1人だからと言って、その請願が退けられるものではない。請願について議論をする中で、いろいろ見えてきたことがある。町は時間をかけて何度も何度も説明したと言うが、それにもかかわらずこういう請願が出てくるということは、町の対応が不十分であったことは否めない。

工事が行われている位置に新園を建設すると決めた段階から、議会でも通園の方法についてはかなり疑義が呈されてきた。最終的に保護者が自己責任で子どもたちの登降園を行うというのは、町としては余りにも責任を欠く態度であり、発言であると考え。新園をつくって、平群町の子どもたちが同じ環境、同じ教育を受けられるようにというその趣旨にも反するのではないか。行きたくても行けないという家庭や子どもを結果的に作り出してしまふ。それは、子育て支援という面から考えても、平群町の就学前教育という面から考えても、町としては落ち度があったと指摘せざるを得ない。

今回のこの請願については、請願の趣旨というのは非常によく理解できるところから、趣旨採択にすべきとの意見がありました。

採決の結果、請願第1号は全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上が当委員会が審査した内容と結果であります。よって文教厚生委員長報告といたします。

平成26年12月18日

文教厚生委員会

委員長 山口 昌 亮

○議 長

ありがとうございました。

これより請願第1号について、委員長報告に対する質疑に入ります。

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。植田君。

○5 番

請願第1号については、委員長報告では趣旨採択ということでしたが、私は、趣旨採択ではなく、きっちりと採択をしていただきたいというふうに思います。

請願人の思いは、子どもの安全・安心の通園体制を保障してほしいという、保護者としての至極当然の願いであります。審議の中でもありましたが、保護者の意向でゆめさとこども園が現在建設中の場所に決まったわけでもなく、言わば行政側の都合で決まったわけです。

また、現在通園しているお子さんの入園を決めるとき、普通免許を持たない請願者は下のお子さんのことも考えて、路線バスによる職員の添乗があり、送迎体制が確立していることが町立幼稚園を決める大きな要因となったことや、その時点では、2年で職員の添乗によるバス通園がなくなることは一切聞いていなかったこと、また、現行サービスを維持するとした内容が、2年間のバスにかわる送迎体制として通常のタクシーで子どもたちだけを乗車させ、運転手のみに任せて送迎するという、安全性の確保の点では非常に不安な中身であり、公的な機関が行うには余りにも無責任な対応であり、到底容認できるものではありません。また、期間的な問題からも、2年という期間は、20年以上続いてきたこれまでの体制を大きく変更するには余りにも短いと考えます。

委員会の中でも、安全性の確保から職員の添乗を確保すべくジャンボタクシーも視野に入れて検討すべきとの意見や、2年間の暫定措置ではなく、全ての子どもが同じサービスを受けられるような体制をつくるべきとの意見もありました。

また、討論の中でも、先ほど委員長報告の中にもありましたが、1名であってもその請願が退けられるものではないこと、また、町が行おうとしている送迎体制は町として落ち度があったと指摘することや、あるいは、請願の趣旨は非常によく理解できるというのであれば、請願第1号は趣旨採択ではなく、きっちりと採択することが請願者の願いに応えるものであると考えます。

趣旨採択というのは、その趣旨はわかるけれども財政的に困難であるとか、あるいは実現性に乏しいという場合に趣旨採択ということを議会でとられる場合があります。しかし、今回の場合は、財政的なものでも私はないと思います。実際、タクシーを2年間やるわけですから、送迎体制として使うわけですから、

それを3年間延ばして5年間すること、あるいは、実現性に無理があるっていう部分では、職員を添乗させることも、私はジャンボタクシーに乗りかえることでそれは十分可能だというふうに考えます。

そういう点から、今回のこの請願については通常の採択を求めたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。繁田君。

○11番

委員会で趣旨採択を申し入れましたのは私であります。その点を踏まえて討論をさせていただきたいと思います。

ゆめさとこども園の安心・安全な通園体制を求める請願書につきましては、委員長報告どおりに趣旨採択をお願いいたしたいところであります。若干報告とダブるところがありますが、改めて私の考えを明らかにさせていただきたいと思います。

本請願は1名の方から提出をされておまして、具体的には、現在、幼稚園通園に当たり、バスを利用している園児に対して、現行サービスの維持を町が提示している2年間ではなく5年ぐらいに延長することと職員の添乗を求めておられるものであります。

委員会で質疑を行っていく中で、次の点が明らかになってまいりました。

一つは、この請願は、請願者の極めて個人的、家庭的な事情が背景にあると推察されることであります。年子のお子さんを育児しておられる請願者は、兄弟そろってゆめさとに通わせたいと希望されていること、町が提示している2年間の延長では、上の子どもが卒園するまではタクシーで通園ができるが、それ以降になると下の子どもさんの通園の手段が事実上なくなってしまうので、5年間タクシーで通園ができるように延長をしてほしいということのようでありました。

一方では、町の姿勢としては、継続をしてゆめさとに通園される園児さんについては、何がしかの策を考えられたようであります。最終的には6月に説明会を行い、通園は基本的には保護者の責任でという方針を明らかにされる一方で、同時に、先ほど述べましたタクシー通園の方法を提示して、継続して通われる園児5名、それとその園児さんの御兄弟1名については1台のタクシーで添乗員なしで走らせるという方針をお示しになりました。この添乗員なしでということは、安全性にかなり問題があると私も指摘をいたしました。その点では、請願者と気持ちが同じであります。添乗員をつけて走らせるべきではない

かと思っております。

ただし、この請願を採択すれば、いわゆる既得権を有している子どもたちだけがそのタクシー通園という恩恵を受けることになり、それ以外に新しくゆめさと園に通いたいというお子さんについては、通園の方法は自己責任をとらざるを得ません。例えば隣のハナコちゃんも行きたいと言っても、ハナコちゃんは継続して通園する園児さんでなければ、児童でなければタクシーには乗れないという、ちょっとひずんだ状況を生み出すことになってしまいます。そのような全ての子どもさんが、全て希望される方々が等しくサービスを受けられるわけではないこのような趣旨の請願については、議会として是とするわけには到底まいりません。

しかし、町の態度にも本当に問題がなかったかということ、それは質疑の中でも明らかになったように、かなりな問題点が残りました。議会でも、新園の通園については、新しい園の位置が決まった段階から何度も問題になり、そのたびに町は、通園バス、公共交通、コミバス等々、いろいろと検討していると答弁しておられましたが、結果的には園バスは出さない、コミバスは、先ほど委員長報告にもありましたように、ダイヤ編成にかなり無理があり現実的ではない、これはかなりロスタイムができるという点からでも、保護者にとっては不便なものであります。ということも明らかになりました。

平群町議会としては、5年ぐらいという暫定的な措置ではなく、町が通園方法をきちんと保障すべきであると考えます。平群町の子どもたちが同じ環境、同じ教育を受けられるように、また、行きたい子どもが行けない、あるいは行けない家庭をつくりだしてしまうようないまのやり方は大いに反省すべきであるし、再考されるべきであるという立場から、私は趣旨採択の申し入れをさせていただきました。

以上のことを御理解いただきまして、趣旨採択に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。井戸君。

○1番

私も繁田議員の提案に賛成する立場で、ただ一言つけ加えたいので、賛成の討論をしたいと思います。

今回の件については、趣旨採択という具体的などこうするってということにはならないですけども、請願者の方が困っておられるってということ、このことをきちんと受けとめていただいて、趣旨の採択でございますから、きちんと受

けとめていただいて、現行の福祉サービスであるとか、教育にかかわらず、いろんな角度から困っている請願者の方を助けていただきたい、福祉サービスをフル活用していただきたいという気持ちを込めて賛成したいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより請願第1号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。この請願は委員長の報告どおり趣旨採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、請願第1号は趣旨採択することに決定しました。

日程第2 発議第12号 地域の中小企業振興策を求める意見書（案）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第12号

地域の中小企業振興策を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年12月18日

提出者 窪 和 子

賛成者 高 幣 幸 生

地域の中小企業振興策を求める意見書（案）

今年の円相場は、1ドル＝100円前後で推移してきましたが、8月以降急速に円安が進行し、10月1日には一時110円台と約6年1カ月ぶりの水準

を記録しました。

このところの過度な円安によって、多くを輸入に頼るエネルギー、資源、食料品など幅広い分野で価格が押し上げられ、中小企業の経営が悪化するなど深刻な影響が懸念されています。

生産拠点の海外移転などで為替変動の影響を吸収できる大企業と違い、中小企業の多くの経営現場は国内が中心です。そのような中小企業の強固な経営基盤があるからこそ、多くの国内雇用が守られているといえます。また、中小企業はコスト増を販売価格に転嫁することが難しいことから、利益を削らざるを得ず、企業努力の範疇を超えた厳しい事業環境に陥っていると考えられます。

このような過度な円安状況に対しては、政府・日銀が協調して為替の安定に努めることが重要であるとともに、政府・与党が目指す地方創生を進めるためには、地域経済と雇用を支えている中小企業の活性化策や振興策が欠かせません。

よって、政府においては、地域の中小企業を守る以下の振興策を強力に推進するよう求めます。

記

- 一、中小・小規模事業者が持つ技術・アイデアを製品化し、販路開拓まで一環支援するため、地域の公設試験場等と連携した研究開発、中小企業基盤整備機構等と連携した販路開拓など、切れ目の無い支援体制を構築すること
- 一、中小企業需要創生法によって、地域産業資源を活用した事業活動を支援するため、消費者ニーズに沿った「ふるさと名物」の開発・販路開拓支援を通し、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、地域発のビジネスモデル構築に向けた積極的な支援を展開すること
- 一、地域の中小企業と人材をマッチングさせる地域人材バンクの創設など人手不足の抜本的解消のための対策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○8番

地域の中小企業振興策を求める意見書（案）に対しまして趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長より朗読をしていただきましたが、このところの過度な円安による価格の押し上げによって、中小企業への深刻な影響が懸念をされております。過度な円安に対しては、政府・日銀による為替の安定とともに、地域

の雇用を支える中小企業の活性化策が欠かせません。いまこそ景気回復を地方にも波及させる必要があります。

そこで、地域経済と雇用を支えている中小企業により地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、研究開発や販路開拓に係る支援体制の構築や地域発のビジネスモデル構築に向けた支援など、中小企業を守る振興策を求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。植田君。

○5番

この意見書については、反対の立場で討論いたします。

表題にある地域の中小企業振興策を求める意見書については、そのとおりであると思います。

しかしながら、中身を見てみますと、現在の円安があたかも自然発生的に起こっているかのような内容になっています。現在の円安をつくり出したのは、政府・日銀による異常な金融緩和政策によってつくり出されたものであり、それによって原材料費などの値上がりで中小企業の経営を圧迫しています。

また、金融緩和と言いながら、中小企業には2013年の3月末をもって中小企業金融円滑化法を打ち切り、資金繰りを厳しくしています。それとあわせて、自公政権が進めている経済政策、いわゆるアベノミクスや消費税の増税、4月からの消費税の増税によって中小企業の倒産、あるいは廃業が進行しています。

また、社会保障の改悪が中小企業にさらなる困難をつくり出しています。

本当に日本経済の根幹を支える中小企業を支援するのであれば、格差拡大だけをもたらし、国民生活と中小企業を苦境に陥れたアベノミクスの中止を求めることや、さらなる消費税10%への増税はきっぱり中止をすべきです。

また、大企業と中小企業の公正な取引、例えば下請取引を適正化するために単価たたきなど不公正な取引をやめさせ、適正な単価を保障するルールをつく

る、消費税を転嫁できない中小企業に当面免税点を少なくとも従前の3,000万円に戻すなど、中小企業の下支えを行うことです。本格的な中小企業振興策として、中小企業予算を1兆円に増額するなど、経営支援を抜本的に強化すること、中小企業を支援する税制、税務行政に転換するために、最低賃金引き上げに際しては助成を行うなどの措置をとることなど、さらには、中小企業憲章を国会で決議し、中小企業基本法などを見直して、中小企業の声が国政に反映される仕組みをつくるなど、中小企業施策を総合的に見直すことこそが必要であります。

よって、現在の中小企業を危機的な状況に追いやったことに全く反省のない上、本当の意味での中小企業を支援する内容となっていないことから、この意見書については、日本共産党議員団としては反対いたします。

以上です。

○議長

ほかにございませぬか。高幣君。

○7番

私は、本意見書について賛成の立場で討論いたします。

既に衆議院で可決いたしております国のまち・ひと・しごと創生法は、政府与党の力で、次期国会の参議院で可決し、成立すると確信いたしております。国の目指す我が国の経済再生は確実に進み、また、進ませなければなりません。特に円安問題については、日銀と協調し、為替の安定化はまことに重要であります。そのためにも、本意見書の大きな趣旨の地域の中小企業振興を求めることは、ローカルアベノミクスの理解根幹と認識いたしております。

中小企業の基盤整備を構築し、消費者の立場も考え、私たちの住む平群町にも創生の力を与えてほしいものと考えます。

さらに、日本の中小企業への積極的な支援を得るためにも、本意見書の趣旨を十分理解していただきたいと考えております。

よって、私は、本意見書について、議員諸氏と一緒に賛成をしたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長

ほかにございませぬか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第12号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

続きます

日程第3 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町長

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今議会におきまして上程させていただきました案件につきましては、慎重な御審議をいただき、全て可決いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、ことしも1年間、町政へのさまざまな御助言や御指導、御鞭撻をいただき、まことにありがとうございました。

本町では、平成22年度に7年ぶりに黒字に転じ、以後平成25年度まで4年連続で黒字を維持しているところでありますが、住民の皆様の御協力や職員の協力、平成24年度の土地売り払いや国の臨時交付金による効果などがあっ

てのことで、実情は非常に厳しいものがあります。

昨年度においては、スポーツセンター用地の防災機能強化事業で防災・減災事業債の発行が実現し、公債費の平準化に加えて、70%の交付税算入が可能となり、大きな財政効果を実現しました。

しかし、財政健全化指標であります実質公債費比率、将来負担比率は上昇傾向にあり、財政状況は極めて厳しいと言わざるを得ません。

一方では、少子高齢化の影響もあり、行政需要は増すばかりであります。課題は山積いたしております。今後のまちづくりにおきましては、財政シミュレーションに基づき、短期の取り組み、中期的取り組み、長期的取り組みに分けて計画を進めていかなければならないと考えております。

先般の衆議院選挙におきましては、現政権が大勝いたしました。このことは、現政権が進める経済政策に大きな期待が寄せられたものと考えられ、地方創生を含む経済復興政策が展開されることから、国、県の情報をいち早く収集するだけでなく、国、県への積極的な働きかけを行っていきたいと考えているところであります。平群町の明るいあすに向かって、全職員と一丸となって邁進していく覚悟でございます。

議員各位におかれましても、この危機を乗り越えるという共通目標のもと、御理解いただき、全面的な御協力をお願い申し上げる次第でございます。

来年が本町にとりましても、議員各位にとりましても、明るい希望に満ちた1年になりますよう祈念し、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成26年平群町議会第6回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 2時42分)